

## 日中戦争期横浜正金銀行の対外業務（5・完）

菊池道男

〈目次〉	序	——問題の所在	
	第I章	日中戦争期経済と対外貿易	
	1	日中戦争期と戦時財政	
	2	戦時統制経済と対外貿易	(以上、第34巻第1号)
	第II章	貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務	
	1	国際金融市場と金相場、銀相場	
	2	貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務	(以上、第34巻第1号)
	第III章	「大東亜共栄圏」の形成と横浜正金銀行の対外業務	
	1	「大東亜共栄圏」の形成と経済開発	(以上、第35巻第1号)
	2	「満州国」通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務	
	3	中国本部における通貨戦と横浜正金銀行の対外業務	
	1)	華北「占領地」通貨戦と横浜正金銀行の対外業務	(以上、第35巻第1号)
	2)	華中南「占領地」通貨工作と横浜正金銀行の対外業務	
	4	南方諸地域通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務	
	結語		(以上、本号)

## 2) 華中南「占領地」通貨工作と横浜正金銀行の対外業務

華中・華南においては、強力な法幣の支配、租界の存在などを背景として、日本は法幣流通の存続、円系通貨の法幣リンクのもとに軍票流通範囲を拡大することとし、正金銀行はこうした通貨工作に対応して円系通貨の流通拡大、海関保管、華興商業銀行及び中央儲備銀行への資金協力、特別円の運用・決済などの業務を行なって、その役割を果たすこととなったのである。

まず、法幣支配の強い華中における日本の通貨工作は、円系通貨の流通拡大をもって、法幣価値の下落及び戦争経済力への打撃を狙いとして開始されることとなった。この場合日本軍は、最初軍事支弁（37年8月、上海上陸作戦）の手段として日銀券を使用したが、戦争の長期化にともない、11月、柳川兵団の杭州湾上陸作戦に軍票を登場させ、法幣にパーで連結する軍票の使用を開始させた。ここに華中戦線では日銀券と軍票の併用がはかれることとなったのである。

一方、南京政府は、幣制改革以降、豊富な外貨と上海・米英銀行の法幣擁護方針を背景に、金融・財政面で戦時体制を強化し、日本軍の法幣攻撃に対抗した。すなわち、南京政府は、37年8月の「非常時期安定金融弁法」をはじめ、一連の通貨価値安定を目指す法律の公布につづいて匯画制度を活用した法幣擁護政策を強化すると同時に、中国奥地の開発を積極化させ、長期・持久戦体制に備えていた。なおこの間、中国共産党は、国共合作下の日本占領地後方に解放区を設定し、日本軍の占領行政に入り交り混乱させていた<sup>208)</sup>。さらに南京政府は、日本軍の上海侵攻に際しても、外国諸銀行と紳士協定を締結し投機や資金の海外逃避を目的とした外国為替の購入に従わない態勢を採りつつ<sup>209)</sup>、他方では政府系銀行に無制限の外貨売りを継続させ、法幣の対外価値維持に努めた。その上に、南京政府は、翌年3月13日に外国為替購入に関する法律を公布し、輸入為替の割当を漢口と香港の連

絡事務所に制限する措置を採用し、同時に輸出為替決済の集中、非必需品の輸入制限、バーター貿易の導入、輸入許可制の実施などの貿易統制を強化した<sup>210)</sup>。なお華南においては、早くにイギリス政府系銀行（香港上海、チャータード、マーカンタイルの各銀行）が発行する香港ドルが流通し、日中戦争勃発以降、下落した法幣に代わって香港ドルの流通・拡大がはかられた。香港ドルは、通貨価値が安定していたことから、貿易通貨、資産の保全及び資産の海外逃避などの手段に用いられる一方、他方で商品流通市場から引き上げられ、蓄蔵される傾向が強かったのである<sup>211)</sup>。

いうまでもなく、華中においてはこれまで流通している円系通貨も、また保有外貨も少なく、こうした状況のもと日本軍は当初軍用通貨として日銀券を使用し、戦局の拡大とともにその流通量も拡大させたが、流通範囲は邦人居留地域に限定されていた。しかも、同月の南京政府による為替管理統制のもとに法幣価値が下落し、円元を巡り巡って華北から大量の円系通貨（朝鮮銀行券・日銀券）を上海に流入させることとなった<sup>212)</sup>。こうしたなかで正金銀行は、日本軍が日銀券をもって戦費の現地調達を行った際、国庫金取扱業務にあたっていた上海支店をとおしてこれを支援する一方、在中本邦銀行と協調のもとに、円貨預金の一般化、円系手形の交換、日銀券の自由供給などとおして可能なかぎり円系通貨の流通拡大に努めることとしたのである。

ところで、5月に、上海関税措置に関する日英協定が成立したが、これに対して南京政府は、翌月に「申請外匯弁理」を公布し、輸出入許可制の強化、さらに加えて法幣対外価値の下落防止策を実施に移した<sup>213)</sup>。これを受けて日本側は、法幣をただ敵性通貨と見做すことはもはや許されない新たな局面に転じたとし、華中において9月21日以降停止されていた法幣を対価とする円為替取引を復活させ、物資調達を促進させることとした<sup>214)</sup>。こうした状況にあった10月、日本軍はバイアス湾上陸作戦を

208) 小林英夫、上掲論稿「総力戦体制と植民地」77-78ページ。

209) 上海を中心とする英米の経済的権益（上海租界市場）は政治的権益と不可分の関係にあり、英米は上海における経済的及び政治的権益を維持するために、上海の外国為替取引及び貿易の自由性を維持してきた（宮下忠雄、上掲書、130-133ページ）。

210) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』197-199ページ。

211) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』228-229ページ。

212) 西川博史、上掲論稿、85-86ページ。

213) 小林英夫、上掲論稿「日中戦争史論」81ページ。

214) 東京銀行編、上掲・第四巻、762ページ。

行うが、これを契機に華南占領地でも軍票が使用され、戦線の拡大にともない、軍票の流通量も増大した。これを受けて11月以降、従来の軍票、日銀券の併用を改め軍票一色化工作が強力にすすめられ、軍票流通範囲は拡大した。華中においては、法幣との通貨戦が展開されたが、華北に比べ法幣の力が強く、既存物資流通機構整備に入れず幣制統一は見送られ、ここでも日本の軍票流通政策が推進された<sup>215)</sup>。しかし、軍票はもとより国内通貨としての機能を有するものの、元々貿易通貨としての役割を持ち得ず、軍票一色化が実施されても、即座に法幣を駆逐することは頗る困難であった。こうしたなかで南京政府は、11月の聯銀券発行以降華北から多額の法幣が上海に流れ込むことを危惧して、上海為替市場の狭溢化対策を打ち出した。これに加えて、重慶政府は法幣価値の維持を目的として、39年はじめに在外資金の充実、金及び銀の積出、輸出入為替の統制、為替市場の統制などの為替対策をもって、円系通貨の攻勢に対応したため、軍票の流通はたしかに停滞することとなったのであった。

他方、漢口・広州の陥落に危機感を増幅させた米英は、同年2月以降日本海軍の海南島占領、南進政策等の華南作戦を契機に法幣支持を打出し、アメリカはすでに「法制安定勘定」を設定し(2月28日)、ついで3月29日、すでにみたようにイギリスも英中共同出資による為替安定基金(法幣維持基金、三国通貨同盟に基金的な性格を添付)を香港に設立して、ここに英米の抗日通貨工作(法幣の対外価値維持)の足並がそろい、上海租界において自在を前提として無制限な為替売買に対応した<sup>216)</sup>。こうした情勢のなか、中華民国維新政府は、興亜院会議決定の「華興商業銀行設立要綱」に基づき、5月1日に在中本邦銀行協力のもとに華興商業銀行を設立させ<sup>217)</sup>、同行に外貨準備のある華興券(法幣と等価、対英8ペンス)を発行させた。この華興商業銀行は他の銀行と異なり、

中央銀行ではなく特殊な役割をもつ商業銀行として位置づけられると同時に、華興券は貿易通貨から出発して次第に国内通貨に発展せしめ、延いては円系通貨による華中の幣制統一を果たそうと企図された。しかし華興券は、日本円とは直接連結せず法幣にリンクして出発する一方、他方で外貨に交換しうる銀行券として発行され、法幣の外貨交換性を突き崩し、輸出為替を買い集める、という矛盾する方策のもとに複雑な様相を呈していた。いずれにせよ、正金銀行は、条例において自行が株式の引受けを禁止されている関係上、出資者に加わっていなかったものの、事実、日本興業銀行の出資金(500万円)を便宜上、同行に代わって正金銀行が引受けたもので、とどのつまり株主権行使は正金銀行が代理することになっていた<sup>218)</sup>。また、正金銀行は本邦為替銀行との競合を阻むため、ロンドン、ニューヨーク両支店との間に為替取引契約を結び、上海支店において代理貸付及び輸出手形の代理買取・取立などの業務を遂行していくこととしたのである<sup>219)</sup>。

しかしながら、39年6月以降香港上海銀行が法幣買い支えの中止を決定し、これにともなって法幣は暴落した(対英8ペンスが3ペンス台に)。こうした状況のもと、設立間もない華興商業銀行は転じて法幣との切り離しを余儀なくされる一方、他方上海では法幣に加えて円系通貨(日銀券、軍票、華興券など)が入り混じり、激しい輔取引工作が展開されることとなった。なおこれに加えて6月7日、香港の英中為替安定資金委員会は上海の香港上海銀行、チャータード銀行に対して、現時点の相場(8ペンス4分の1)において外国為替の供給をしばらく停止させたが、結局7月8日、再び外国為替の売り止めを実施し、この安定基準もほどなく放棄させた<sup>220)</sup>。ともかく、この為替安定基金を通じた抗日通貨工作は、上海貿易の逆調、華興商業銀行の開業、さらに華北・華中

215) 小林英夫、上掲論稿「軍票工作と華興商業銀行」133-136ページ。

216) 閉鎖機関整理委員会編、上掲書、223ページ。柴田善雅『占領地通貨金融政策の展開』日本経済評論社、1999年、345ページ。

217) 華興商業銀行設立にあたって、正金銀行は「資金・人事・業務など協調関係のもとに多大な役割を遂行した。資金(5,000万円)は維新政府(上海海関金)及び六銀行(興銀、朝銀、台銀、三井、三菱、住友)が折半で引き受けた。」また役員は、総裁・陳錦濤(維新政府財政部長)、副総裁・鷲尾磯一(正金銀行出身で満州中央銀行理事)、理事に沈爾昌(浙江興亜銀行重役)、海老原竹之助(正金銀行門司支店長)、載克階(中国銀行經理)、岡崎嘉平太(日本銀行參事)で構成されていた(小林英夫、上掲論稿「軍票工作と華興商業銀行」148ページ)。

218) 東京銀行編、上掲・第四卷、459-460ページ。

219) 東京銀行編、上掲・第四卷、560-561ページ。島崎久彌、上掲『円の侵略史』210ページ。

220) 宮下忠雄、上掲書、125-126ページ。

南における日本の貨幣政策などの影響のもと、成立後間もなく資金を喪失し、ことごとく行き詰まることになった。しかしながら、7月に法幣が外国為替銀行による外貨売り止めを背景として下落した際、華興券は法幣リンクから離れたものの、法幣価値を上回っていたため、法幣を押し退け流通量を拡大することはできなかったのである<sup>221)</sup>。

なお、この間華中において日本は軍票流通政策を打ち出し、8月には中支那軍票交換物資配給組合（上海、いわゆる軍配組合）を設立し、これが軍票の流通拡大に大きな役割を果たすこととなった。これ以降軍票は価値維持資金と軍配組合の両者の支援のもと流通を推しすすめられることになる<sup>222)</sup>。このため占領地においては、華興券は強制通用力をもつ軍票に、また非占領地区にあっては、上海の外国銀行勢力や法幣流通量によって圧倒されて遂に流通界から押し退けられ、ここに幣政統一の試みは失敗におわることとなった。いずれにせよ、この法幣と円系通貨による通貨戦において、外貨交換性を有する法幣に対してこれをもたない円系通貨が法幣への依存性を実証されることとなった。同時に、これが円ブロック全体の通貨問題、延いてはブロック的世界経済戦の問題においても同様な立場にあることを証明されることにもなった<sup>223)</sup>。こうしたなかで、正金銀行は、39年6月以降、現地調弁によって増発される軍票の価値を安定資金操作によって維持し（第9表）、これによって対外価値の低落が対内価値に及ぼす影響を減少させた<sup>224)</sup>。なお、正金銀行は、この間日英関税協定に基づき、占領地区海関税の寄託銀行となり、関税収人の保管業務を独占的に取扱ってきたが、この功績のもと9月1日、海関徴収税事務担当が中央銀行から正金銀行上海支店に移されることとなったのである<sup>225)</sup>。

ところが、欧州大戦勃発後、イギリスは海外のポンド支持を放棄し、同時に自国・東アジア支配地域の為替統

制を強化した。これを受けて9月8日、香港庁は対外為替取組を禁止し、為替安定基金は外貨獲得に努めざるを得なくなった。こうした状況のもと、日本は12月に上海における円系通貨の軍票一色化政策をおおた完成させ、軍票が華中・華南における円系通貨の代表として法幣との通貨戦にあたることとなった。しかしいうまでもなく、軍票は法幣に対し独自の価値を持たないため、法幣の対外価値が下がった場合でも軍票の価値は、もとより上がらなかった。なおこの間、解放区においては、華北の場合と同様の政策、すなわち法幣駆逐を避け、法幣を基本通貨とし、ともかく法幣の日本側への流入を押し止める、という方策的状況下にあった<sup>226)</sup>。いずれにせよ、40年5月以降、日本は重慶側地区への物資輸送ルート封鎖作戦を展開させ、6月24日以降、南寧・浙東沿岸ルート、いわゆる援蔣ルートを封鎖することとした。これを受けて重慶政府は、戦時経済のもと、法幣価値維持のため諸統制工作、貿易統制、振興政策を主要課題としつつも、海外ルートも重要な問題であるとした。もし日本の封鎖作戦が進展し、これが寧波・温州ルート、広州湾・雷州半島ルート、仏印ルート、ビルマルルートに及ぶと、重慶政府にとって抗戦継続の途は、空輸による外援への依存に限定されることになる<sup>227)</sup>。さらに7月「中国沿岸封鎖声明」にまでエスカレートすると、重慶政府は、イギリスの援助を受けて、仏印・ビルマルルートを通じて物資搬出入が続行されることとなる。とどのつまり、華中における法幣と軍票の通貨戦は、泥沼の「物資争奪戦」を生み出す一方、他方で日本軍の援蔣ルート遮断という形で、北部仏印進駐を生み出し（9月23日）、英米との対立、抗争関係が避けられぬ事態となった<sup>228)</sup>。こうした状況のもと5月2日、為替安定資金委員会は外国為替の売り止めを断行したため、香港上海銀行の公定相場が3ペンスに下落し、その後、法幣実際相場も騰落し、対日資金凍結前の時期において為替安定基金は上海自由為替

221) 西川博史、上掲論稿、87-89ページ。

222) 小林英夫、上掲論稿、「軍票工作と華興商業銀行」133-136ページ。柴田善雅、上掲『戦時日本の金融統制』111-114ページ。

223) 現代日本産業発達史研究会編『現代日本産業発達史 XXIV—銀行』公詢社出版局、1966年、465ページ。金田近二「支那事変と経済作戦」土方成美編『支那の通貨と貿易』有斐閣、昭和17年、83ページ。

224) 桑野仁、上掲書、110-112ページ。

225) 東京銀行編、上掲・第四巻、459-460ページ。

226) 東亜研究所編、上掲書、499-501ページ。吉田政治、上掲書、57ページ。

227) 桑野仁、上掲書、125-126ページ。

228) 小林英夫、上掲『増補版「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』132-134ページ。

第9表 軍票価値維持資金一覧

名 称	設定年月 (閉鎖年月)	財源又は資金構成	主要目的	管理者	保管運用者
乙 資 金					
(イ) 本(A)勘定	昭和14年6月 (16年7月)	上海海関預金 最初 5,000千元 累計 35,000千元	円(軍票)価値維持のための金融的 操作	興 亜 院 (財務官)	正 金
(ロ) B 勘定	15 年 3 月 (15年12月)	内地より供給せられたる外貨 米 貨 937,500弗 (400万円相当額)	中支米買付に伴う軍票価値維持	興 亜 院 (総 軍)	正 金
丙 資 金	15 年 7 月 (16年10月)	乙B利益金 8,490,933円74	物資搬出入取締に伴う外貨又は 法幣の調整	総 軍	正 金
丁 資 金	15 年 10 月 (16年7月)	内地より援助せられたる外貨 米 貨 351,562弗50 英 貨 190,000磅	軍票価値維持一 般	中支為替援 助資金委員 会	正 金
軍票価値平衡資 金	16 年 7 月	設定当初の資金 軍 票 100,000千元 法 幣 50,000千元	軍票価値維持の 為の金融的 操作	大 蔵 大 臣 (財務官)	正 金
伊 資 金	14 年 6 月	在華日本紡績の供出 法幣月額 3,000千元	軍関係所要法幣 の供給	総 軍	正 金
軍用手票特別資 金	13 年 12 月 (15年1月)	臨時軍事費前渡金流用 3,000千円	法幣片交換及円 銀買入	総 軍	正金(朝鮮, 台湾, 漢口)
呂 資 金	15 年 1 月	酒保資金として臨時軍事費前渡 金流用(「軍用手票特別資金」を 継続) 上海勘定 南京勘定	奥地片交換及軍 関係法幣の供給	総 軍	正 金
(イ) A 勘定 (ロ) B 勘定 (ハ) S 勘定	15 年 5 月 (15年5月)	A勘定の内より分置 法 幣 3,000千元	軍票価値維持の 為の市場操作		正 金 (南京正金) 正 金
波 資 金 (波 預 金)	15 年 9 月	物資搬出入許可に伴う第三国向 輸出利益金	軍票価値維持の 為積立	総 軍	正 金
K 資 金	15 年 10 月	在華日本紡績の製品軍票売代金 月額目標 6,000千円	原棉買付の為の 法幣調達	財 務 官	正 金
軍用米買付資金 (軍納品勘定)	14 年 12 月 (16年7月)	軍用米買付の為買付商社に前渡 したる資金	軍用米買付の為 の法幣調達	総 軍	正 金
C 資 金	15 年 12 月 (16年3月)	在華日本紡績の供出 法幣月額 2,000千元 (累計 6,000千元)	軍票価値維持用 法幣資金の増強	財 務 官	正 金
中支那振興会社 及関係会社法幣 資金需給調節基 金	14 年 8 月	中支振興及関係会社の出資 220千円	中支振興及関係 会社の法幣資金 調節	中 支 振 興 (興亜院)	華興商業銀 行
為替差積立金 其の他の積立金	15年5月以降	円系物資の為替差調整額又は上 海と奥地との物価差調整額	軍票価値維持, 物価調整の為積 立	興亜院又は 総軍	正 金

(注) 清水善俊「支那事变軍票史」日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第二十九巻』大蔵省印刷局、昭和45年、付録71-72ページ。

市場に全く出動してなかった。なお、香港上海銀行の公定相場は実際相場の代表的なものであるが、しかしながら市場における現実の相場は、必ずしもこれに一致して変動しているとは限らなかった<sup>229)</sup>。

しかし一方、日本は華興銀の創設によって、法幣を駆逐しようとする方策が挫折するにともなって、華中における通貨工作の再検討が迫られることになった。とりわけ11月、日本と汪兆銘との間で締結された平和条約の交渉と並行して華中の通貨処理が問題となった。とにかく日本軍のこれまでの様々な軍票の価値維持工作が効果を示し、軍票相場は安定から上昇へと向かい、軍票流通領域も奥地占領地へと広がりはじめた。その際、この間強化された奥地軍票片交換制度の実施がこの拡大に大きく関わった。つづいて12月には、興亜院の指導のもとに「中央儲備銀行法」及び「整理貨幣暫行弁法」の公布後、汪兆銘の基幹銀行として中央儲備銀行が設立され（南京、開業は41年1月）、華興券に代わって儲備券が発行・流通を開始した。儲備券は法幣にリンクを決定し、これを法幣攻撃の基本策として法幣撃滅及び儲備券の流通拡大策など通貨作戦を展開することとしたが、重慶政府の法幣流通力が強く、儲備券の流通拡大は想定したほどの成果があがらなかった<sup>230)</sup>。いずれにせよ、日本の占領地通貨工作は日本軍の意向を代弁する軍票工作（軍票・軍配政策）と、興亜院の意向を代弁していた中央儲備銀行の通貨工作が相乗したかたちで展開され、すなわち華中の日本側通貨は軍票、儲備券の二本建てを採り、両者は、状況に応じて対立と協調のもとに對華中通貨工作を展開していた<sup>231)</sup>。この場合、中央儲備銀行・現金準備の内容は、すでにみた中聯銀、蒙銀の場合と同じく、外国貨幣による預金すなわち日本円預金であって、正金銀行と中央儲備銀行との預け合契約締結によって、円預金を見返りに無制限に儲備券資金が調達されるシステムであった<sup>232)</sup>。もとより、中央儲備券銀行設立の経緯からして、

また役員の構成からして正金銀行は同行の活動を側面から援助すると同時に、代理貸し付けを行い、その上に為替取引をも支援したのである。

そうして、41年7月21日に日本が、仏印との間に共同防衛協定を成立させ（公表、同月26日）、「大東亜共栄圏」建設の計画に取りかかると、東南アジアの経済・政治が重大な事態に迫られることになったアメリカは、7月26日の対日資産凍結実施によって、上海の貿易・外国為替取引をことごとく管理下に置き、これ以降上海租界の自由為替市場はともかく消え去った。この措置で、本邦側為替銀行等の外貨獲得、つまり法幣攻撃の通貨工作も消滅することになった<sup>233)</sup>。また、この間日本と華中との貿易が軍票為替で行われていたが、41年7月、日本政府は「対支外貨為替取引ニ関スル件」（大蔵省通牒）をもって、特別円為替制度を創設し、ここに新たに法幣を対価とする特別円為替（特別円相場）を加えることとし、その上7月26日、法幣為替補償制度を設け、法幣資金の利用をはかることとした。さらに英米などの対日資産凍結発令に伴い、華中南における対日為替決済にあたり、円対法幣の直接為替を設けると同時にこれまでの軍票決済と併存させ、法幣為替補償制度を前提として為替集中を実施し、円系通貨を除く為替持高をみな新機構下におくこととした<sup>234)</sup>。この際、正金銀行は、アメリカの対日資金凍結前に中国各地の中央銀行から肩代わりした特別円預金見返り外貨資金（410万ドル）を安全な場所に移す必要があったため、急遽上海市場において処分し、法幣（7,700余万元）を獲得したのである。

かかる状態のなかで、日本軍が南部仏印に進駐した7月28日以降、日本の法幣攻撃は一層強化され、日本の上海における外国物資の利用は可能であったが、しかし法幣の逃避、対外貿易の逆調は逃れることができず、その上に、上海遊資の集積を促進して非生産的事業を盛行させた結果、法幣実際相場の下落は重慶政府が強力にすす

229) 宮下忠雄、上掲書、125-126ページ。

230) 日本銀行調査局編「戦時金融統制の展開」日本銀行調査局編『日本金融資料 昭和編 第二十七巻』大蔵省印刷局、昭和45年、29、231-233ページ。

231) 小林英夫、上掲論稿「軍票工作と華興商業銀行」137、139ページ。

232) 桑野仁、上掲書、120ページ。

233) 柴田善雅、上掲『占領地通貨金融政策の展開』345ページ。

234) 東京銀行編『横浜正金銀行全史 第五巻(上)』東洋経済新報社、昭和58年、32-33ページ。東京銀行編『横浜正金銀行全史 第六巻』東洋経済新報社、昭和58年、134ページ。日本銀行調査局、上掲論稿「戦時金融統制の展開」464ページ。

める輸出入為替統制を困難に陥らせることとなった<sup>235)</sup>。しかし、英米の対日資産凍結に対応して日本軍部は在外外貨を上海に回金して法幣資金として管理し、特別円制度が創設されたものの、軍部の物資調達とりわけ軍需米の調達は一段と急迫し、儲備券の流通拡大も、結局占領当局にはいくらかの恩恵ももたらさなかったのである。これを受けて、対日資金凍結後の英米は自らの上海における権利と利益の現状維持をはかるために、上海為替市場の自由性を消し去り、為替管理をもって対応することとしたが、この間香港に設けられた英米中三国の為替安定資金管理委員会（40年12月創設）は、上海の外国為替と貿易において強力な為替管理を実施し、もって合理的な安定資金運用の体制を整えた<sup>236)</sup>。かくして米中・英中法幣安定協定成立と時を同じくして英米中三国為替安定基金が創設され活動を開始したが（4月25日）、この際イギリスはポンド資金の米ドル交換禁止を信用供与の条件とするにいたり、8月1日、ことに為替安定基金操作にはナショナル・シチーとチェース両行が参加し、これ以降英米中三国為替安定資金委員会の実権はアメリカ側に移ることとなった<sup>237)</sup>。なおまた、同年10月1日より、法幣の外国為替相場は上海の為替銀行が外国為替割当のため新たに公定相場基準に引き下げられた（対米5ドル16分の5、対英3ペンス32分の5）。この際、実際相場は闇相場とされ、これを絶滅させる方策が採られる一方、他方で英米中三国為替安定資金委員会の新公定相場によって、占領地区と非占領地区との法幣対外為替相場は統一に向かうことになったのである<sup>238)</sup>。

なおまた、先にみたように同年11月中旬、英米は重慶政府との間に新協定を成立させ、枢軸諸国の貿易金融取引のすべてを為替安定資金委員会を経由することにしたため、上海を国際的な自由市場とした機能は全く停止し、日本側の法幣と結びつく第三国為替及び物資獲得が不可能となり、これが反対に日本の南方進出政策を必須条件とせしめ、円貨決済制度拡大の間接的要因（遠因）をなすことになったのである<sup>239)</sup>。

ともあれ、先述のごとく対日資産凍結後、特別円は特

別預金として保管され、そのうち華興商業銀行が本邦国債の購入に、中央儲備銀行が借款の担保にそれぞれ充当されたが、この間の法幣対外相場統一策の進展及び自由為替市場の停止を受けて特別円が外貨交換性を喪失するという事態のもと、正金銀行は特別円勘定をとおして円ブロック圏の為替決済業務にあたることとなったのである。

#### 4. 南方諸地域通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務

南方占領地において、日本は占領開始後、直ちに軍票を発行し、これを現地通貨と等価で通用させて軍事費を調達し、さらに支払金融協定を締結し円系通貨の流通拡大をすすめるが、こうしたなかで正金銀行は、国庫金取扱、円為替決済、特別円決済などの業務にあたることになったのである。

すなわち、すでにみたように欧州大戦が勃発するや、ほどなく日本の対南方政策も大きく旋回し、日本軍部は日中戦争の早期終結を目指し武力南進を強力にすすめることにした。そして日本政府は、40年6月14日のフランス屈服後に仏印経由の援蒋ルートを塞ぎ止める目的で監視団を派遣し、仏印当局と日本軍通貨の談判を開始した。そして7月、政府は、「基本国策要綱」（閣議決定）及び「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」（大本营政府連絡会議決定）において、武力行使を含む南進政策を正式に決定し、ここに南方諸地域は「大東亜共栄圏」の一環に組み入れられることになった。こうした急旋回の結果は9月、日本軍による仏印北部への進駐及び日独伊三国同盟となって具体化した。ともかく南方占領地においては中国占領地と異なり、現地通貨の利用を原則とし、日本は、当面の策として軍票を発行し、これを現地通貨と併せて流通させることにした。したがって南方占領地での軍票は円表示ではなく現地通貨表示（外貨表示）とし、その目的は、軍票と現地通貨の価値関係の複雑化にともなう通貨戦と、さらに占領地インフレの余波が日

235) 宮下忠雄、上掲書、53-54ページ。

236) 渡邊長雄、上掲書、58-60ページ。

237) 桑野仁「国民党政権下の貨幣金融」上掲、金融制度研究会編『中国の金融制度』70ページ。

238) 東京銀行編、上掲・第四巻、762-763ページ。

239) 東京銀行編、上掲・第六巻、135ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、468-469ページ。

本国内に及ぶことを避けることにあったのである<sup>240)</sup>。

まず、仏印においては、9月22日の日仏印軍事協定締結を受けて、翌23日、日本軍が仏印北部への進駐開始にともない、日本政府はすでに決定していた「南方外貨表示軍用手票取扱手続」に従って軍票を発行した。占領各地域における現地日本軍は、現地通貨表示の軍票（ピアストル軍票）を携帯し、これをもって等価で流通せしめ、軍費調達をはかることとした。この場合、仏印（・タイ）は「対策要綱」において「乙地域」とされ、重要な資金調達・物資調達の地域であったが、日本軍は進駐するとどめ軍政を実施しない地域としていた。こうしたことから、仏印において日本軍は進駐の時には軍票使用を軍隊内に止め、現地通貨の自主性を認め、現地通貨と日本円との連携のもとに流通させ、これ以降、結果として仏印は日本の南方侵略の拠点となり、貨幣的連携を深めていった<sup>241)</sup>。これを受け10月、正金銀行はハノイに支店（日本銀行代理店）を開設し、国庫金取扱業務を担当することとなったのである。

一方、蘭印（甲地域）においては、5月10日のオランダの対独屈服後、日本軍は現地通貨表示の軍票（ギルダー軍票）を現地通貨と等価で流通させ、なおその上に一挙に大量の軍票が投入された結果、現地経済はギルダー軍票に支配された状態を呈することになった。そして日本は、外国為替において資本逃避の防止、輸出入為替決済相場の公表、自由ポンドによる為替取引の禁止などの対応処置を講じた結果、ジャワ為替市場は閉鎖されて対蘭印相場はなくなった。こうしたなかで、蘭印政府は、為替管理法の決定につづいて公定相場を発表し、さらに7月6日為替管理令を公布し、国際情勢の変化に対応した為替管理の強化・推進をはかることとした<sup>242)</sup>。以後正金銀行のジャワ向け為替相場は、売買取引がギルダー建てで行われ、この取引がはなはだ不便であった。ともかくこの条件下において、12月24日に正金銀行とジャワ銀行との間で支払金融協定（為替清算協定、双務的清算協定）

が締結され、対日為替は原則として円為替決済（円貨決済）となったのである<sup>243)</sup>。

ことに円貨決済の拡大は、貿易領域の維持・拡大をはかろうとしたものであり、二国間の支払い協定（域間決済方式）の締結によって実現された。この際、正金銀行は自行にギルダー貨勘定を設けると同時に、ジャワ銀行に円貨勘定（当座勘定）を設置し、必要に応じて相互にギルダー貨資金または円資金を調達・供給し、（相手勘定への貸方記入）残高は米ドルによって決済することとし、この協定によって円建が可能となり<sup>244)</sup>、翌41年1月から実施された。同年1月、現地陸軍は仏印・蘭印向け軍票の印刷を開始し、また参謀本部第一部内でも翌2月以降南方植民地の通貨対策が非公開で検討されていた。これに対して政府は、「為替管理法」（41年4月）に基づき為替管理の戦時体制、円為替決済の拡大など戦時為替政策、なかんずく対外金融取引を円ブロックとの円為替決済制を中心として展開することとした。しかしながら対蘭印金融協定は、対蘭印通商交渉（第2次日蘭会商）と関連して締結されたものであるが、英米陣営の圧迫によって6月11日、日蘭印経済交渉は不調のうちに打ち切りとなったのである<sup>245)</sup>。

そして仏印においては、同年5月6日に日本と仏印間に「日仏印金融（経済）協定」が成立し、貿易決済等の支払いについては正金銀行及びインドシナ銀行を通じ、円貨及びピアストル貨により決済（為替精算）することとし、一々取引について外国為替を必要としないことが協定された。この決済協定は円対ピアストルの双務的清算勘定（100ピアストル対98円1/8売り）で取り決められた。また同年7月4日に日仏印間貿易決済協定が締結され、この協定の一環として日本と仏印間の貿易決済が円貨で可能となると同時に、横浜正金銀行とインドシナ銀行との間にピアストル貨の対日供給が可能となり、翌5日から効力を生ずることとした。これに基づいて正金銀行とインドシナ銀行との間で支払金融協定（関税制

240) 波形昭一「南方占領地の通貨・金融政策」伊牟田敏充編著、上掲書、159-162ページ。

241) 小林英夫『日本軍政下のアジア』岩波書店、1993年、161-162ページ。

242) 日本銀行調査局編、上掲『図録 日本の貨幣第10巻』311-312ページ。

243) 東京銀行編、上掲・第四巻、614-615ページ。

244) 東京銀行編、上掲・第四巻、733-750ページ。日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、385-386、398-402ページ。斉藤壽彦、上掲論稿、46-47ページ。

245) 日本銀行調査局編、上掲『図録 日本の貨幣 第10巻』289ページ。

度、貿易及び決済に関する協定)が結ばれた<sup>246)</sup>。これにより両行は円貨またはピアストル貨による相互供給が可能となったが、しかし相殺超過残高については必要に応じて米ドルでの支払とし、これが不可能の場合は金または外貨(金に交換可能な通貨)での決済について協議することとなったのである。

かくして日本の戦時新為替政策は、円ブロック圏内には円建てによる直接決済が中心となる一方、ブロック以外の印仏地域には円貨決済による金融協定をもって決済するというように円為替決済を順次南方諸地域へと拡大するかたちで推しすすめられることになった。つまり、日本は、円貨決済取引を中心として、従来の円ブロック以外の地域に対しても政治的軍事的圧力を加え、これを円ブロックに誘い入れる方向へと向かっていた<sup>247)</sup>。なおこれに加えて、7月11日に日本政府は「財政金融基本方策要綱」(閣議決定)において、「東亜共栄圏」の通貨と金融及び為替が日本を中心として展開されると同時に、他の経済圏との円滑化をはかるために対策を協議することにした。その結果、この間の日本と英米との関係緊迫化、在英米資産凍結懸念のもとで、英米貨に依存しない決済方法が求められ、ここに円貨決済制の拡大が促進されていったのである<sup>248)</sup>。

しかしながら、日仏印協定や日蘭印協定、さらに日仏印共同防衛の調印(7月21日)、日本軍の南部仏印進駐協定の交渉・妥結(同月23日、公表26日)は、英米を刺激し、同月25日、アメリカは在米資産凍結を<sup>249)</sup>、つづいてイギリスが同様に在英資産凍結を発表した。そして翌26日、蘭印政府は日本資産凍結の発布、正金銀行・ジャワ銀行間金融協定の停止、日蘭石油協定の停止、対日貿易の杜絶、さらに貿易統制の強化をはかり、その上に英米との連携を厳密に軍備の充実及び自給経済の確立など戦時体制の整備を急ぐこととした。このため金融協定についても7月27日に蘭印側から廃棄が通告され、翌28日

の対日資産凍結とともに為替清算勘定が閉鎖され、日蘭関係はすべて断絶した。対日資産凍結後、外国為替市場では、対日相場が建つことはなく、資金移動が完全に停止されたのである<sup>250)</sup>。

しかしいずれにせよ、日本経済は、英米蘭などの対日資産凍結と日本の対抗処置としての逆凍結によって米ドル、ポンドを基軸とする国際金融界から絶縁状態となり、日本の貿易は円ブロックに重心をおくほかなくなった。日本の貿易体制は日中戦争を為し遂げるという目的を超越して、今や世界戦争を見据えた、いわゆる臨戦体制へと換えざるを得なくなった。結局、戦争資材確保を目標として、「大東亜共栄圏」なる円ブロックの体制を固めるとともにその領域を拡張することが貿易政策の要となったわけである<sup>251)</sup>。仏印では、通貨協定に基づき、銀行間預け合勘定と特別円制度、すなわち円建ての預け合勘定を通じて現地通貨を調達し戦費を賄った。仏印における軍費調達は、当初為替送金によるピアストル貨の獲得というかたちで行われてきたが、3月以降、いわゆる仏印特別円等によって外貨決済を必要としない円貨決済圏の拡大がはかられた<sup>252)</sup>。しかし、英米通貨と日本の円貨との関係はすでに完全に途絶し、ここに対外金融取引は円ブロック諸地域との円貨決済取引が中心となり、それまでの為替統制の役割は次第に縮小することになった<sup>253)</sup>。こうした状況にあって、41年8月、正金銀行はサイゴンに支店(日銀代理店)を設置し、為替送金によりピアストル貨を獲得し軍事費の支払いを行ったのである。

とまれ、日本が、外国為替管理の強化によって本来の活動領域である外国為替業務の営業活動から疎外され、円建による直接決済の方向へ重心を移すという状況のなかで、正金銀行は、特別勘定によって受払の業務にあたり、政府より一定の手数料を受け取るという、戦時特有の政府統制の代行機関としての性格を強めるものとなっていたのである。

246) 齊藤壽彦、上掲論稿、47ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、312ページ。東京銀行編、上掲・第四卷、706ページ。

247) 楫西光速他、上掲書、1064ページ。

248) 齊藤壽彦、上掲論稿、46ページ。

249) 凍結された在米資金は、米商務省発表によれば、1億3,800万ドルであるが、この金額よりも小額で、ニューヨークの横浜正金銀行の手持ち現金も600万ドル程度であった(佐藤元英、上掲書、29ページ)。

250) 東京銀行編、上掲・第四卷、704ページ。

251) 楫西光速他、上掲書、1048-1050ページ。

252) 日本銀行調査局編、上掲『図録 日本の貨幣 第10巻』290ページ。

253) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、293-304ページ。日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、398-402ページ。

## 結語

以上、日中戦争期の正金銀行は、2・26事件後から「大東亜共栄圏」の形成へと歩をすすめる日本資本主義の要請にこたえて、外国為替・貿易金融、植民地・占領地金融における新興業務を遂行することとなった。

すなわち、世界経済の激動のなかで円為替の動揺に対し、政府は日本銀行を中心とした為替市場統制のほか、為替管理の強化をもってこの安定をはかることとした。正金銀行はこの対策に協力し、外国為替基金等を通じた外国為替業務を担当し、円為替の安定・維持に努めた。しかしながら、欧州・アジア政局が大きく動揺するなか、各国の為替管理強化さらには第三国との為替相場の廃止、自由為替市場の停止という事態に遭遇し、正金銀行は本来の外国為替・貿易金融における業務活動が阻害され、ここに為替管理の実行機関としての本来の役割を果たし得なくなったのである。

そして植民地、占領地において正金銀行は、日本軍の侵攻にともなって諸々の業務を担うこととなったが、まず植民地・満州においては、正金銀行は満州国の日本に呼応した統制経済の強化が推進されるなか、外貨資金の管理、日円資金の調整・管理、為替集中制度の変更及び特別円の運用にともなう処理業務などにあたった。また中国本部・華北占領地域において、正金銀行は、蒙疆銀

行及び中国連合準備銀行を支援して資金調達、為替資金の調達、円系通貨の流通・促進、天津海関保管、華北特別円の運用などの業務にあたり、華中南にあつては、華北と同様に円系通貨の拡大・支援、上海海関保管業務などのほか、日本軍の国庫金取扱業務、華興商業銀行及び中央儲備銀行への協力・支援、特別円の運用・決済など、時局の方針に従え沿った新たな業務を推しすすめることとなった。その上に南方諸地域においては、正金銀行は蘭印・ジャワ銀行、仏印・インドネシア銀行とそれぞれ特別円支払金融協定を結び、為替取引の円建化を推進したのである。

しかし英米諸国等の対日資産凍結が実施されると、日本は国際金融界との関係断絶を余儀なくされ、特別円がアジア各地域間の決済手段の一つとして用いられた。かくして正金銀行は支払金融協定あるいは特別円協定の当事者となって、とくに政府統制の代行機関(円決済機関)として新たな占領地金融業務を為し遂げることになったのである。

ともあれ、以上のように正金銀行は、日中戦争期世界政治的・軍事的激動の過程において、いわゆる「大東亜共栄圏」の形成を推しすすめる日本資本主義の要請にこたえて、戦時経済統制下の外国為替・貿易金融、植民地及び占領地金融などの諸問題に対応し、国家的支援のもとに新たな役割を果たすこととなったといえよう。